

2019年10月
に軽減税率が
実施されます！

まるわかりBOOK

消費税

軽減税率

軽減税率対策補助金がよくわかる

複数税率対応レジの
導入等支援
受発注システムの
改修等支援
請求書管理システムの
改修等支援

補助金制度の
ポイントが
よくわかる！



- 消費税の軽減税率制度はすべての事業者の方に影響があります。
- 事業者の方が知っておきたい軽減税率制度のポイントや支援策を紹介します。
- 事業者の方のよくある質問にお答えします。



これで
スツキリ!



2019年10月1日スタート

消費税軽減税率制度 ココをチェック!

軽減税率制度って
何だろう?

軽減税率制度の キホンが知りたい

- 実施のスケジュールは?
- 対象となる品目は?



毎日の仕事に
どんな影響が?

事業者の疑問

毎日の仕事の
流れは
どうなるの?

P.6

- 適用税率の把握
- 適用税率ごとに区分した経理

仕入れや値付け
ではどんな作業が
必要になるの?

P.8

- 商品を仕入れた際の
業務フローの例

発行する
請求書等に
記載する項目は?

P.10

- 商品を販売した際の
業務フローの例

毎月の支払いや
消費税の申告は
どうする?

P.12

- 毎月の支払いでの新しい作業
- 申告での新しい作業



「まるわかりBOOK」の



補助金制度が
あるって
聞いたけど?



・お悩み

軽減税率制度や
補助金制度に
ついて電話で
質問したい

P.31

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンター
- 軽減税率対策補助金事務局ホームページ



もっと詳しく
教えてほしい

補助金制度の ポイントを教えて!

P.18

- 申請は大きく3つのタイプがある
- 補助金制度の対象は?

軽減税率制度の実施に備え 複数税率対応レジ・券売機 への買替え等が必要

P.22

P.24

- 補助対象となるレジ等の種類
- 補助金制度の概要と対象期間
- 補助金を活用したレジ導入等の流れ

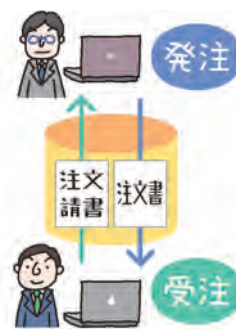


軽減税率制度の実施に備え 電子的受発注システムや 請求書管理システムの 複数税率対応の改修等が必要

P.25

P.27

- 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ
- 補助金制度の概要と対象期間
- 補助金を活用した受発注システム改修等の流れ
- 軽減税率制度の実施に備え請求書管理システムの複数税率対応の改修等が必要
- 補助金の対象となる請求書管理システムのイメージ
- 補助金制度の概要と対象期間



P.28

P.29

リース
申請に
ついて

P.39

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

はじめに

政府では、2019年10月の消費税率10%への引上げと同時に、低所得者層へ配慮する観点から「軽減税率制度」を実施します。軽減税率対象品目の税率は8%となります。軽減税率制度の実施にあたっては、簡素な方法による区分記載請求書等保存方式を実施した後、2023年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)へ移行することになります。

軽減税率制度の下では消費税率が2つになるため、事業者の皆さまは、「適用税率ごとに区分した消費税額の計算」や、「商品ごとの適用税率およびその合計額を記載した請求書等の発行」といった新たな作業が必要となります。中小企業庁では、事業者の皆さまが対応を求められるこうした新たな作業への具体的なサポートとして、「複数税率対応レジや券売機の導入」や「受発注システムの改修」・「請求書管理システムの改修」等を行う場合の経費の一部を補助する「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」の公募を2016年4月から開始しています。

本冊子では、事業者の皆さまが知っていただきたい軽減税率制度の基本的なポイントをわかりやすく紹介するとともに、軽減税率対策補助金の内容や申請方法、申請に必要な書類などの情報を掲載しています。

軽減税率制度は2019年10月から実施されますが、取り扱う商品の適用税率の把握、レジやシステムの対応状況の確認、従業員研修など早急に準備しなければ間に合わなくなります。本冊子が軽減税率制度への対応を進める事業者の皆さまの一助となれば、幸いです。

2019年2月
中小企業庁

すべての事業者に影響がある!
消費税軽減税率制度のポイント

- P.4 **軽減税率制度の概要**
 - 軽減税率制度の概要
 - 軽減税率制度の実施スケジュール
 - 軽減税率制度の対象品目
- P.6 **軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?①**
 - 飲食料品小売業を営む事業者の例
 - 毎日の仕事での主な対応例
- P.8 **軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?② 値付け／仕入れ**
 - 商品を仕入れた際の業務フローの例
 - 電子的受発注システムの改修等に補助金が受けられる場合があります。
- P.10 **軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?③ 販売**
 - 商品を販売した際の業務フローの例
 - 複数税率対応レジの導入等に補助金が受けられる場合があります。
 - 事業者が発行する請求書等
- P.12 **軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?④ 支払い／申告／その他**
 - 軽減税率制度の実施までに準備しておくこと
 - 消費税の税額計算
 - 軽減税率制度実施後の税額計算
 - 税額計算の特例(経過措置)

[コラム] 2023年10月以降に変わること
消費税転嫁対策のキホン

- P.14 **適格請求書等保存方式(インボイス制度) 現行制度から変わること**
- P.16 **消費税転嫁対策特別措置法の目的 消費税転嫁対策 4つのポイント 消費税価格転嫁等総合相談センター**

これは使える!知っておきたい!
軽減税率対策補助金

- P.18 **軽減税率対策補助金のポイント① 制度の概要**
 - 3つの申請類型
 - 申請の受付、申請サポート
 - 申請受付期間 その他の融資制度のご案内

- 参考① 補助金の申請者の要件 (A型、B型、C型共通)
- 参考② 本事業における中小企業・小規模事業者等の定義(A型、B型、C型共通)

- P.22 **軽減税率対策補助金のポイント② レジや券売機の導入等支援**
 - 補助対象のレジ等、申請区分
 - レジ導入支援等の概要
 - 参考③ タブレット・PC・スマートフォンを活用したレジシステム
- P.24 **軽減税率対策補助金のポイント③ レジや券売機導入等に係る申請の流れ**
 - 補助金を活用したレジ導入・レジ改修の流れ
- P.25 **軽減税率対策補助金のポイント④ 受発注システムの改修等支援**
 - 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ
 - 申請区分
 - 電子的受発注システムの改修等支援の概要
- P.27 **軽減税率対策補助金のポイント⑤ 受発注システム改修等申請の流れ**
 - 補助金を活用した受発注システム改修・入替の流れ
- P.28 **軽減税率対策補助金のポイント⑥ 請求書管理システムの改修等支援**
 - 補助金を活用した請求書管理システムの改修のイメージ図
 - 申請区分
 - 請求書管理システムの改修等支援の概要
- P.31 **軽減税率対策補助金事務局／その他の支援策**
 - 軽減税率対策補助金事務局ホームページのご案内
 - 軽減税率制度の実施で活用したい主な制度
- P.33 **軽減税率対策補助金 ワンポイントレッスン**
 - よくあるご質問
 - 申請のポイント
 - 申請書の記入でよくある間違い
- P.39 **リース申請について**

軽減税率制度の概要

消費税率10%への引上げに合わせて、
低所得者に配慮する観点から
軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、
軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率になります。

軽減税率制度は業種にかかわらず、すべての事業者に影響があります。
まずは、消費税の軽減税率制度の対象品目の確認が必要です。

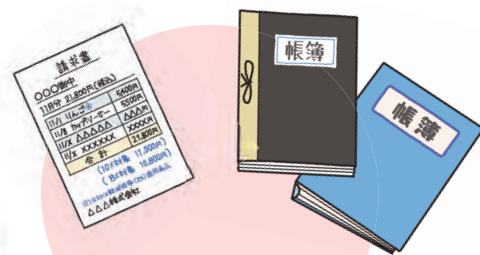
■軽減税率制度の概要

事業者の方は、消費税等の申告を行うために毎日の売上げ・仕入れを適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行っていただく必要があります。

標準税率10%



軽減税率8%



事業者は
様々な対応が
必要になります。

■軽減税率制度の実施スケジュール

軽減税率制度は消費税率10%へ引上げに合わせて2019年10月1日に実施されます。また複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます。

2019年10月1日

2023年10月1日

請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

■軽減税率制度の対象品目

軽減税率(8%)の対象品目は、①飲食料品(お酒や外食サービスを除く)、②週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)です。

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
(定期購読されるものに限る)



① 飲食に用いられる設備
(椅子・テーブルなど)の
ある場所において、
② 飲食料品を飲食させる
サービス



持ち帰りのための容器に入れ、 または包装を施して行う飲食料品

- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当(※)

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で 提供される 飲食料品



外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

飲食料品

(食品表示法に規定する「食品」)



酒類



一体資産



1万円(税抜)以下の少額のもので、
価額のうちに軽減税率の対象となる食品
の占める割合が2/3以上である場合に
限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品

医薬部外品等



もっと知りたい!

Q&A



Q

消費税の軽減税率制度への対応が必要なのは基本的に飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけですか?

A

いいえ、これらを取り扱わない事業者も、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

すべての事業者に影響があります!

■軽減税率制度はすべての事業者に影響があります!

理由1 対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率

(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理を行います。

・経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。

・適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。

理由2 取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等の発行が要求されることがあります。

理由3 免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。



贈答品



会議、接客時に
供する茶菓



軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる? ①

毎日の仕事の中で、取り扱う商品の適用税率の把握、適用税率ごとに区分した記帳といった様々な対応が必要となります。

事業者ごとに必要な作業は異なります。毎日の仕事の流れを確認し、軽減税率制度の実施に関係する事柄を洗い出しましょう。

取り扱う商品の適用税率の把握や、適用税率ごとに区分した経理など様々な対応が求められる可能性があります。

■ 飲食料品小売業を営む事業者の例

毎日の業務で適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。

納品書に記載された適用税率が正しいか確認



毎日の売上げ・仕入れを適用税率別に区分して記帳



複数税率に対応したレジへの買替・改修



新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行



もっと知りたい!

Q&A



Q

商店街で鮮魚の小売を営んでいます。仕入れは3万円未満の少額な取引のみで、これまで顧客への領収書に詳細な内容の記載は求められませんでした。軽減税率制度の実施で何か変更はありますか?

A

区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、これまでと同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項を記載した帳簿の保存のみで適用することができます。この際、帳簿にはこれまでの記載事項に加え、「軽減税率の対象品目の取引についてはその旨」を記載することが要件となります。

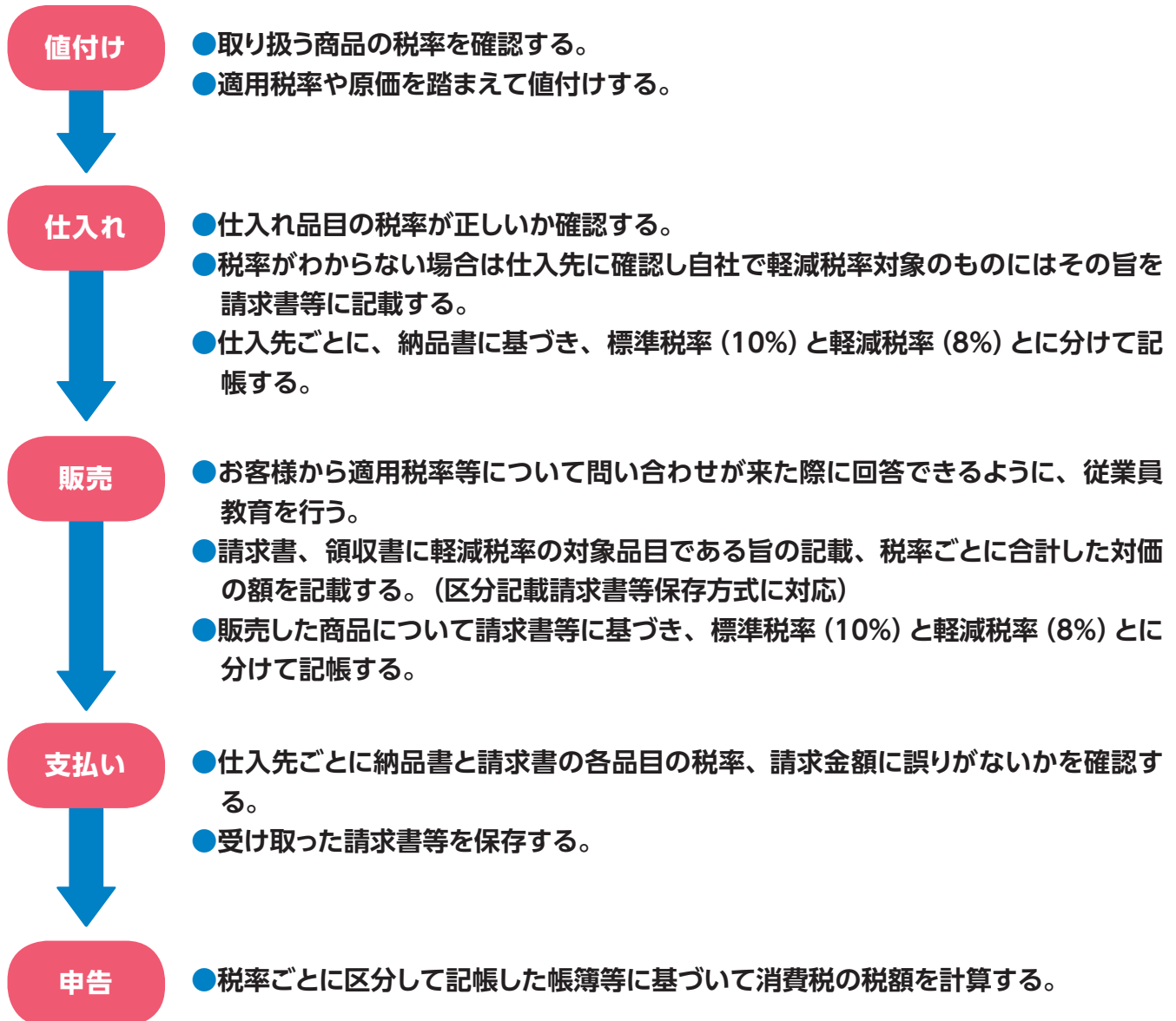
しかしながら、取引先の経理処理の関係上、領収書等に軽減税率の対象品目の取引についてはその旨の表示が求められる場合も想定されます。レジの改修やレシートへの手書き補完、または別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。

※2023年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。詳細は14,15ページをご確認ください。



■毎日の仕事での主な対応例

軽減税率制度の実施に伴って、毎日の仕事の各段階で新しい作業や確認が必要となります。



プラス
α

帳簿、請求書等はどう変わる？

現行の仕入税額控除は帳簿および請求書等の保存が必要とされています。2019年10月1日から2023年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前日）までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、次の記載事項を追加した帳簿および請求書等の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。追加される記載事項は次のとおりです。

① 区分記載請求書等

- ・ 軽減税率の対象品目である旨
- ・ 税率ごとに合計した対価の額

② 帳簿

- ・ 軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨

※2023年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。

詳細は14,15ページをご確認ください。

軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる? ② 値付け/仕入れ

適用税率や原価を踏まえた値付けを行います。仕入れでは、取り扱う商品の税率を把握し、請求書(納品書)に記載されている税率が正しいか確認します。

仕入れた商品について適用税率がわからない場合には、仕入先に確認して自社で軽減税率対象のものにはその旨を請求書等に記載します。

軽減税率制度の実施により、電子的発注システムについては複数税率に対応するために必要な機能の改修などが必要となることがあります。

■商品を仕入れた際の業務フローの例

電子的発注システムによって仕入れを行っている場合は、軽減税率制度に対応しているかどうかをシステムベンダー等に確認しましょう。

値付けでの新しい作業 適用税率や原価を踏まえた値付けを行う。

●加工商品の原材料の適用税率が異なる場合

自社製造の惣菜・お弁当等の仕入れに係る消費税率



食材8%



光熱費10%



わりばし10%

自社で製造



お弁当8%

仕入れでの新しい作業

- ①商品の適用税率を把握する。
- ②納品書に記載されている税率が正しいか確認する。
(税率がわからない場合は仕入先に問い合わせる)
- ③納品書に基づいて標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに区分して帳簿に記帳する。

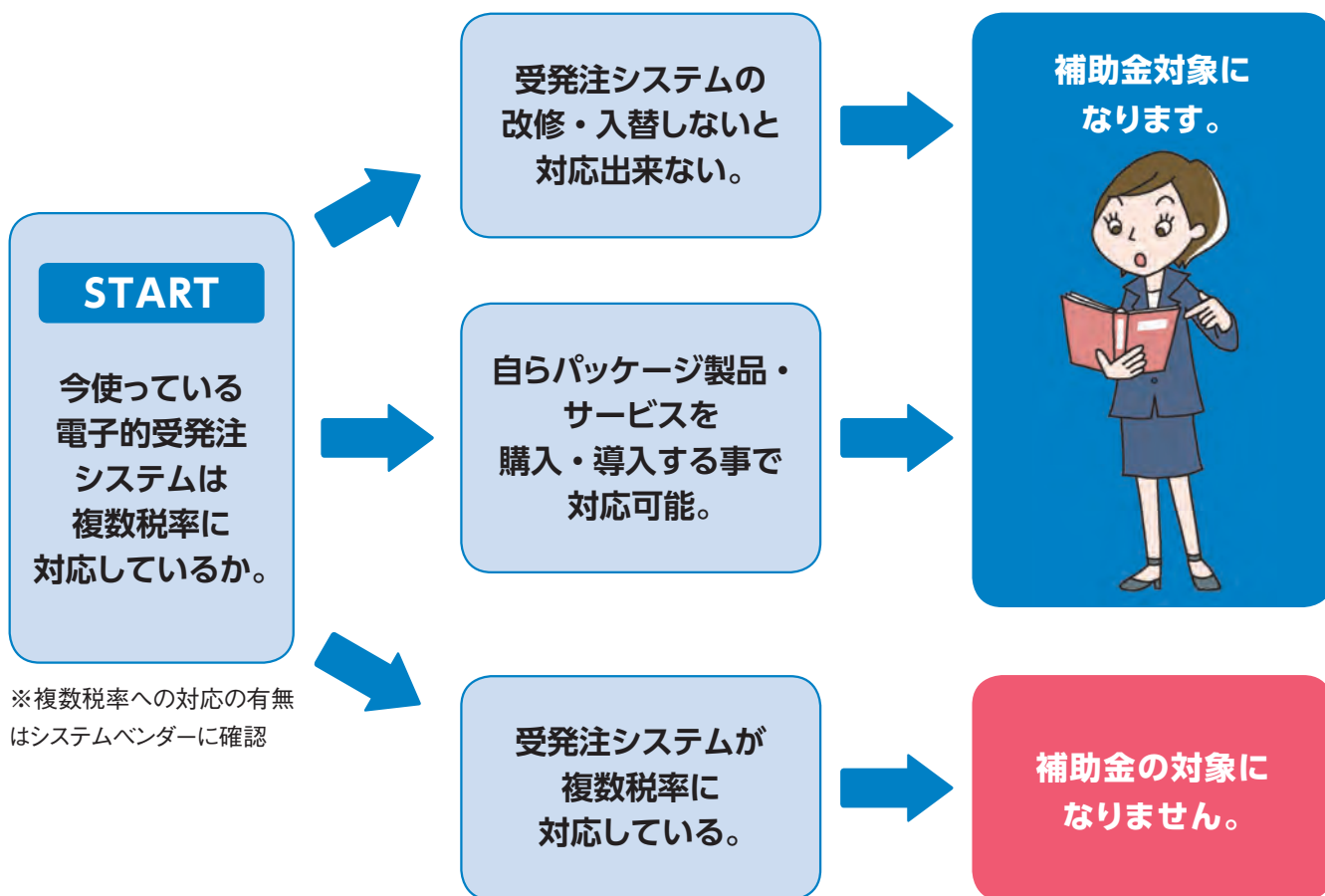
プラス
α

請求書等に必要事項の記載がないときはどうする？

2019年10月1日から2023年9月30日までの区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」および「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がない場合、請求書等の交付を受けた事業者がその取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、保存することで仕入税額控除を行うことが認められます。なお、事業者による追記や修正は他の項目については認められていません。

■ 電子的受発注システムの改修等に補助金が受けられる場合があります。

軽減税率制度の実施にあたり、電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や複数税率に対応したシステムの改修・入替等を行う場合は、補助金制度の活用を検討しましょう。



もっと知りたい!

Q&A



Q 軽減税率制度の実施後、免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除はできますか？



A

2019年10月1日から2023年9月30日までの区分記載請求書等保存方式の下では、免税事業者等からの課税仕入れについては、現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。

※2023年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。

詳細は14,15ページをご確認ください。

軽減税率制度で毎日の仕事の 何が変わる? ③ 販売

取り扱う商品の適用税率を把握し、正しい表示を行います。請求書等には、どの商品が軽減税率の対象品目かを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。

お客様から商品の適用税率を質問された際に回答できるように従業員への教育を行きましょう。

販売した商品について請求書等に基づき標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに区分して帳簿に記帳します。

■商品を販売した際の業務フローの例

小売業や飲食業の方は、複数税率対応レジの導入・改修などが必要かどうかをメーカーや販売店に確認しましょう。卸売業の方で電子的受発注システムを導入している場合は、改修等が必要かどうかをシステムベンダーに確認しましょう。



販売での新しい作業

①取り扱う商品の適用税率を把握し、正しい表示を行います。

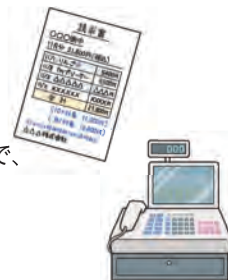


軽減税率対象品目
580円+税(8%)



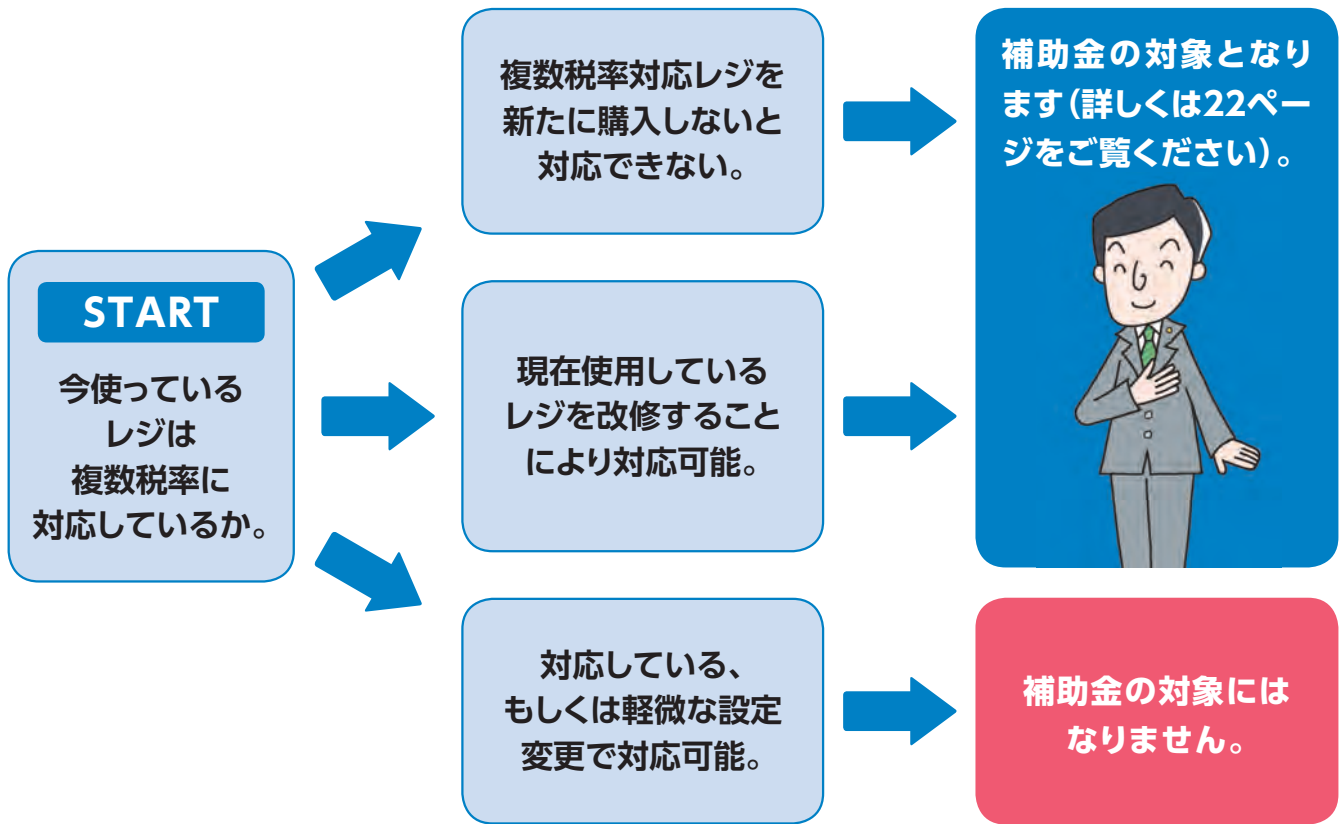
軽減税率対象外
280円+税(10%)

- ②請求書(領収書)に軽減税率の対象品目である旨の記載、税率ごとに合計した対価の額を記載します。
- ③標準税率と軽減税率とに区分して帳簿に記帳します。
- ④POSシステムの場合は予め商品マスタに税率を登録しておくことで、自動的に適用税率ごとに集計されます。



■複数税率対応レジの導入等に補助金が受けられる場合があります。

複数税率対応レジを新たに購入する場合や改修によって対応する場合は、補助金制度の活用を検討しましょう。



■事業者が発行する請求書等

請求書等には、軽減税率対象品目であることを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。

請求書

〇〇御中

11月分 21,800円 (税込)

11 / 1	りんご ※	5,400円
11 / 8	カップ・ソーサー	5,500円
⋮		⋮
合計		21,800円

(10%対象 11,000円)
(8%対象 10,800円)

注) ※印は軽減税率 (8%) 適用商品

△△ (株)

ルールその1
軽減税率対象品目にチェック!

ルールその2
税率ごとに合計金額を記載する

<免税事業者であっても新しいルールに沿った請求書等の発行が求められる場合があります。>

軽減税率制度で毎日の仕事の 何が変わる? ④ 支払い／申告／その他

毎月の支払いでは、月ごとの請求書等と納品書とを照らし合わせて、誤りがないか確認します。

申告では、適用税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算します。

取引先からの請求書等の発行に係る問い合わせ、お客様からの商品の適用税率に関する質問に対応するため、経営者・従業員とも研修会などへの参加を通じて軽減税率制度への理解を深めましょう。

支払いや申告のために日々の記帳はこれまで以上に大事です!

■軽減税率制度の実施までに準備しておくこと



支払いでの新しい作業

- ①請求書等に記載された商品の適用税率に誤りがないかをよく確認しましょう。
- ②問題がなければ、代金を支払い、支払金額を適用税率ごとに区分して帳簿に記帳します。

申告での新しい作業

- 適用税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算します。
- 会計ソフトについても軽減税率制度の実施を踏まえて対応状況を確認し、更新を行いましょう。

その他

- 軽減税率制度の実施前に、値札やPOP、商品カタログの改訂などについても準備を進めましょう。

消費税の税額計算



● 計算方法の種類

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

簡易課税

課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後も、納税額の計算方法は現行のものと変わりません。

しかし、消費税率が8%と10%の2つになることから、「売上げ」と「仕入れ」を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。

$$\begin{aligned} & \text{課税売上げ／課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{標準税率が適用される取引総額} \times 10 / 110 \\ & + \text{軽減税率が適用される取引総額} \times 8 / 108 \end{aligned}$$

税額計算の特例 (経過措置)

軽減税率制度が実施される2019年10月1日以降一定期間、売上げまたは仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5千万円以下の課税事業者）に対し、売上税額または仕入税額の計算について、特例措置が設けられています。

● 売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができます。

No.	対象者	割合
①	仕入れを管理できる卸売・小売業を営む中小事業者（簡易課税制度適用事業者を除きます）	卸小売業に係る課税仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合
②	①以外の中小事業者	通常の連続する10営業日の課税売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合
③	①・②の計算が困難な中小事業者（主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限ります）	50%

※上記の特例は、軽減税率制度の実施から4年間（2019年10月1日から2023年9月30日までの期間）選択することができます。

● 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、仕入れの一定割合（注1）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができます。また、簡易課税制度の届出の特例（注2）を適用ができます。

（注1）売上げを管理できる卸売・小売業を営む中小事業者（簡易課税制度適用事業者を除きます）＝卸売・小売業に係る課税売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合

（注2）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要ですが、2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間については、簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することができます。

※仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例は、軽減税率制度の実施から1年間（2019年10月1日から2020年9月30日の属する課税期間の末日までの期間）選択することができます。

2023年10月以降に 変わること

軽減税率制度の実施により、 複数税率制度の下で適正な課税を確保する 観点から適格請求書等保存方式 (インボイス制度)が導入されます。

2019年10月1日からの4年間は、事業者の準備等に配慮して現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応した方法として区分記載請求書等保存方式とするとともに税額計算の特例を導入します。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)

適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみ適格請求書または適格簡易請求書(インボイス)を交付することができます。インボイスの保存がなければ、原則として仕入税額控除はできません。

適格請求書

● 売り手が発行する適格請求書の記載事項

区分記載請求書の記載すべき事項に、以下の項目が追加されます。

- ① 登録番号
- ② 税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額および地方消費税額の合計額)および適用税率

②

①

請求書	
〇〇御中	
□月分 20,000円(本体)	消費税 1,800円
□月1日 牛肉 2kg※	5,400円
□月8日 わりばし 4箱	5,500円

合計 20,000円	消費税 1,800円
(10%対象 10,000円	消費税 1,000円)
(8%対象 10,000円	消費税 800円)
△△(株)	登録番号 xxx-xxx
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品	

- 2023年10月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けた課税事業者(売り手)は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付および写しの保存が義務付けられます。
- 買い手は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除をすることはできません。ただし、適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を控除することができます。

現行制度から変わること

適格請求書等保存方式の導入で、税額計算の方法や請求書等の発行の義務、仕入税額控除の要件などが変わります。

税額計算の方法および特例の施行スケジュール

	2019年10月▼	2023年10月▼	2026年10月▼	2029年10月▼
	現行制度	区分記載請求書等保存方式 (2019年10月～)	適格請求書等保存方式 (2023年10月～)	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行通り	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 いずれかの方法によることができる。 <small>※売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」</small>	
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし <small>※免税事業者も発行可</small>	現行通り	適格請求書の交付義務あり <small>※免税事業者は発行不可</small>	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 <small>※免税事業者からの仕入税額控除可</small>	現行通り	適格請求書の保存が要件 <small>※免税事業者からの仕入税額控除不可</small>	
	買い手が追記した区分記載請求書等による仕入税額控除可		免税事業者からの仕入税額の特例 80%控除 50%控除	
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可			
中小事業者に対する税額計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間)		
	簡易課税	軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) 現行通り 見直し 簡易課税の事後選択(1年間)		



中小企業・小規模事業者を守る!

消費税転嫁対策のキホン

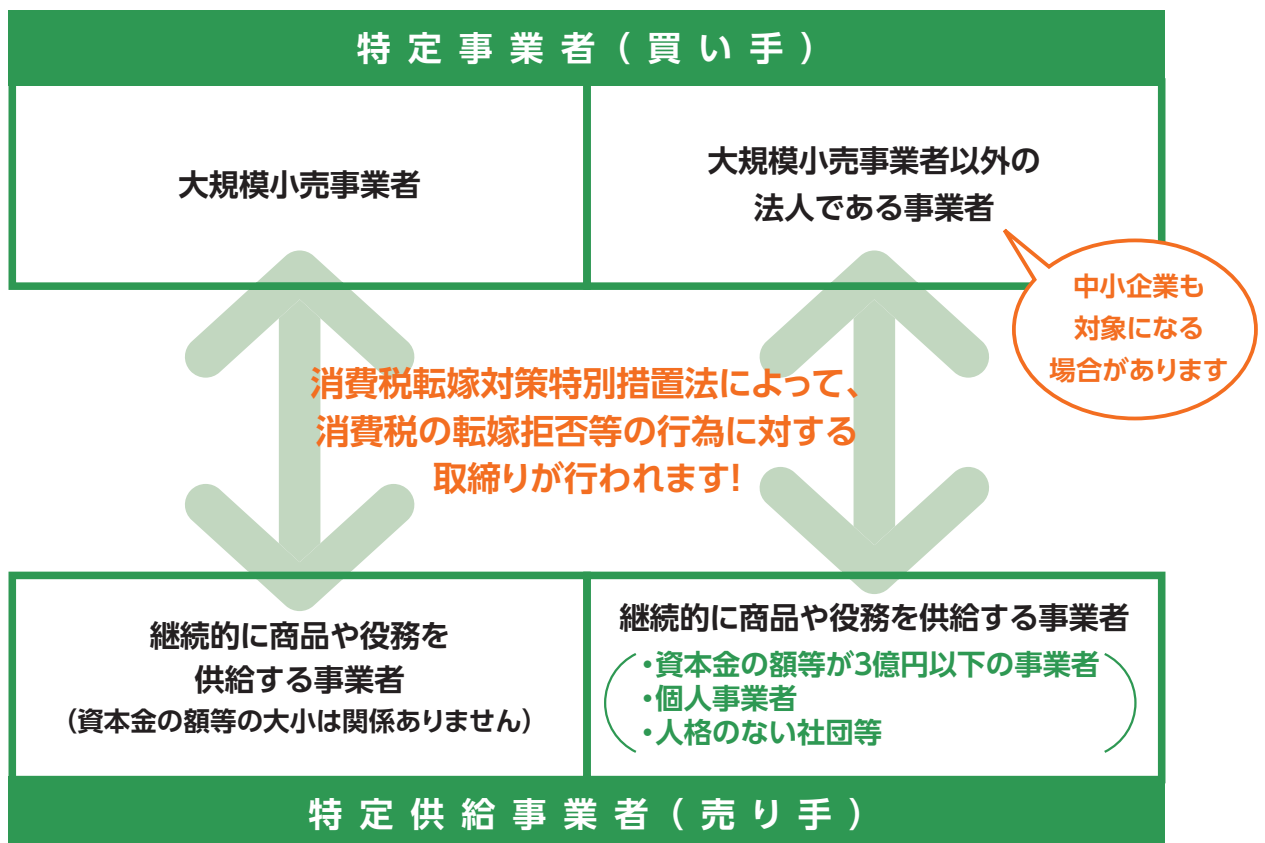
大規模小売事業者等による中小企業・小規模事業者に対する「消費税の転嫁拒否」などは禁止されています!

2013年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法では、取引価格の減額や買ったときといった消費税の転嫁を拒否するような行為、「消費税還元セール」、「消費税は転嫁しません」等、消費税の転嫁を阻害する宣伝・広告などを禁止しています。

消費税転嫁対策特別措置法の目的

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保します。大規模小売事業者等の特定事業者（買い手）による消費税の転嫁拒否等を防止します。

●消費税の転嫁拒否等が禁止されている事業者間の取引



消費税転嫁対策 4つのポイント

Point 1

減額、買ったとき等は禁止されています NG

特定事業者の消費税の転嫁拒否等を禁止し、公正取引委員会や中小企業庁等による取締りを実施。

- 減額、買ったとき (例：消費税分を支払わない、支払う段階になって消費税分を下げる)
- 商品購入・役務利用または利益提供の要請
(例：消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して見返りを要求する)
- 本体価格(税抜価格)での交渉の拒否
(例：売り手に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を提出させる)
- 報復行為 (例：売り手が公正取引委員会等に買い手による転嫁拒否等の事実を知らせたことを理由として、売り手に対して取引数量の削減や取引停止をする)

Point 2

「消費税還元セール」といった宣伝や広告は禁止されています NG

消費税の適正な転嫁に対して消費者の誤認を招く、あるいは他の事業者による円滑な転嫁を阻害するような宣伝・広告等を是正します。

(例：「消費税は当店が負担しています」、「消費税はサービス」)

Point 3

価格表示にあたって本体価格のみの表示が認められています OK

ただし、原則は総額表示なので、税抜価格であることの明示が必要。

(例：〇〇〇円(税別)、〇〇〇円+税)

Point 4

消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為が認められています OK

事業者または事業者団体が行う転嫁カルテルおよび表示カルテルについて、1989年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を措置。

消費税価格転嫁等総合相談センター

ご相談は専用ダイヤルまたはメール(HP上の専用フォーム)をご利用ください。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】 平日 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

メール(HP上の専用フォーム) (24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

軽減税率対策補助金のポイント①

制度の概要

2016年4月1日から

「中小企業・小規模事業者等消費税

軽減税率対策補助金」の公募が始まりました。

中小企業・小規模事業者等の方がレジ等を使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、複数税率対応レジや券売機の導入、受発注システム、請求書管理システムの改修などを行う場合にその経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応への支援には、3つの申請類型があります。

■3つの申請類型

複数税率対応レジの導入等支援を行うA型、受発注システムの改修等支援を行うB型及び請求書管理システムの改修・導入支援を行うC型があります。

A型



複数税率対応レジや券売機の導入等支援

複数税率に対応できるレジや券売機を新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型



受発注システムの改修等支援

電子的受発注システム (EDI/EOS等) を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

C型



請求書管理システムの改修・導入支援

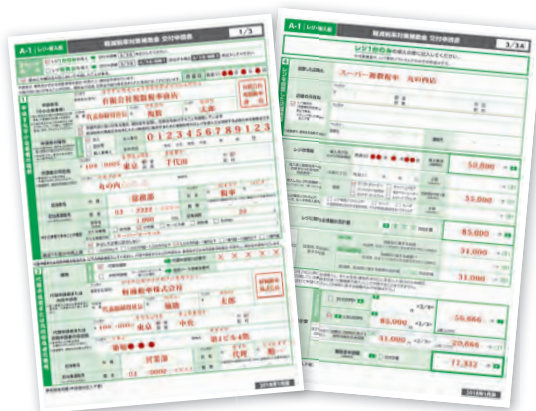
区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の作成に係るシステムの改修・導入を行う場合に使える補助金です。

■申請の受付、申請サポート

申請はいつでも受け付けています。
事業者の方にわかりやすいよう申請書の作成サポートも充実しています。

- 基本的には、申請書（数枚）と証拠書類（領収書や請求書、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行っています。

※複数枚をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成していただく必要があります。



- 補助金の対象となるレジの種類やシステムなどにより申請区分が分かれています（P22以降参照）。
- A型、B-2型*及びC型*は事後申請、B-1型*は事前申請になります。
- 申請書の申請サポートも充実しています。

A型はホームページで公表されている一部のメーカー、販売店、ベンダーなど、代理申請協力店などによる申請（代理申請）も可能です。ただしA型のうち、A-2型、A-5型は原則代理申請。A-4型、A-6型は代理申請必須。

B-1型*はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。

※B-1型、B-2型についてはP.25を参照、C型についてはP.28を参照。

※C-1型、C-3型はシステムベンダー、または代理申請協力店等による代理申請を原則としています。

■申請受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（2016年3月29日）から2019年9月30日までに導入または改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。
なお、A-5型、A-6型、C型においては、2019年1月1日から2019年9月30日までに導入または改修し、支払いが完了したものが対象です。

A型およびB-2型 2019年12月16日までに申請（事後申請）（消印有効）

B-1型

交付申請 2019年6月28日（消印有効）

改修完了 2019年9月30日

完了報告 2019年12月16日（消印有効）

（まずは交付申請を行う。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません）

C型

2019年12月16日までに申請（事後申請）（消印有効）

その他の融資制度のご案内

レジや券売機の導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせください。

もっと知りたい!

Q&A



Q 補助金の申請期間は、いつまでですか。

A



A型、B-2型及びC型の補助金交付申請受付期間（補助金申請書類の提出を要する期間）は、2019年12月16日（消印有効）です。2019年9月30日までにレジ等の導入および改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約については、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。B-1型については、交付決定を受けた後、2019年9月30日までにシステムの改修・入替を完了し、2019年12月16日（消印有効）までに事業完了報告書を提出した場合が対象です。交付審査には時間がかかりますので、余裕を持って交付申請書をご提出ください。



もっと知りたい!

Q&A



Q わたしは個人事業主で免税事業者ですが、補助金の対象になりますか？

A



中小企業支援法上の中小企業者に該当する事業者であれば、支援の対象になります。個人事業主の場合は従業員の数が業種に応じ次頁に掲げる従業員数以下であれば支援対象となります。また、免税事業者も支援対象です。

参考①

補助金の申請者の要件（A型、B型、C型共通）

補助金の申請者（中小企業・小規模事業者等）は、以下の要件を満たす中小企業支援法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他中小企業庁長官が認める者です。

- (1) レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行う事業者、又は電子的受発注システムや請求書管理システムを使用して軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行う事業者であること。
- (2) 補助対象機器等を補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、財産処分制限期間^{*}の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること。
※ 共同申請者となるリース事業者を含む。
- (3) 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について、軽減税率対策補助金事務局（以下「事務局」という。）が行う調査に協力できること。
- (4) 日本国内で事業を行う個人又は法人であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むもの（旅館、ホテル又は飲食店を営むものであって、風営法第3条第1項の規定に基づき、風俗営業を営むことについて都道府県公安委員会の許可を受けているものを除く。）でないこと。
- (6) 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。
- (7) 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。

* 財産処分制限期間とは、取得財産の単価が50万円以上の場合、取得から法定耐用年数の間、廃棄、目的外の使用、他者への譲渡・貸付、交換、債務の担保とすることができない期間のことです。（レジの法定耐用年数は5年。中古品は、中古資産の耐用年数とします。）

参考②

本事業における中小企業・小規模事業者等の定義(A型、B型、C型共通)

本事業における中小企業・小規模事業者等とは、以下のとおりです。

対象業種・類型等	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金額・出資総額	従業員数
1. 中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号の3に規定される中小企業者		
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
2. 中小企業支援法第2条第1項第3号(中小企業支援法施行令第1条)に規定される中小企業者		
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
3. 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体		
事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商工組合連合会		
4. 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記1及び2の中小企業者(中小企業支援法第2条第1項第5号に規定される中小企業者)		
5. 特定非営利活動法人	—	50人以下
6. 社会福祉法人	—	50人以下
7. 消費生活協同組合	5千万円以下	50人以下
8. 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所		
9. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会		
10. その他中小企業庁長官が認める者		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を持たない団体で飲食料品を継続的に事業として販売している団体等 ・風営法の許可を受けた事業者であって風営法の適用外の事業で複数税率対応レジ等の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等の必要がある者 		

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者(「みなし大企業」という)は補助対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業※が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業※が所有している中小企業者
- (3) 大企業※の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

※次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ① 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

個人事業主も支援対象です

中小企業支援法上の中小企業に該当する個人事業主も補助金制度の対象となります。

軽減税率対策補助金の

ポイント② レジや券売機の導入等支援

複数税率対応レジの導入等に対して補助が受けられます。

飲食料品の小売などを営む事業者の方で、日々の売上げをレジや券売機で記録・管理している場合、軽減税率制度の実施後もレジや券売機に同様の機能を持たせるためには、複数税率対応レジへの買替えや改修が必要となることがあります。

原則として補助率は費用の3/4ですが、レジ1台のみと付属機器等を導入した場合で、その合計額が3万円未満の場合は補助率4/5、タブレット等の汎用端末は補助率1/2です。

■補助対象のレジ等、申請区分

現在使用しているレジの種類を確認しましょう。A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計6種類の申請区分に分かれます。

●レジの種類と特徴

メカレジ

POS機能のないレジで、ガチャレジ等ともいいます。シンプルで手動による操作を行うものやインターネットに接続して売上集計管理を行うもの等、様々な種類があります。キャッシュドリアやレシート印刷が出来る機能がついているものが一般的です。



モバイルPOSレジ

レジ機能サービスをタブレット等の汎用端末と付属機器を組み合わせるとしてPOSレジとしたものです。レジを置くスペースを取らないことも大きなメリットで、周辺機器との通信機能を有するので、持ち運びも可能でお客様のテーブルで注文を請けたり、会計したりできます。



POSレジ

バーコードから販売時点で商品情報を読み取り、記録されたデータを分析して売れ筋を把握するなどのPOS機能を持つレジです。性別や年齢等顧客の様々な情報を組み合わせるとしてより詳細な分析をしたり、在庫状況や商品発注などを一元的に管理したりすることが出来ます。



券売機

券売機とは、商品を購入するための食券などを金銭を投入することにより自動で購入できる機器。券売機によっては、日計・累計・グループ別集計機能、時間帯別・グループ売上集計、入出金集計、硬貨回収集計、請求書の発行などができます。



●申請区分

A-1型 レジ・導入型 複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型 レジ・改修型 複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型 モバイルPOSレジシステム 複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスを汎用端末（タブレット、PC、スマートフォン）とレシートプリンタを含む付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型 POSレジシステム POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

A-5型 券売機 券売機を区分記載請求書等保存方式に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

A-6型 商品マスタ設定 軽減税率制度の実施前に複数税率対応レジの商品マスタを設定する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

■レジ導入支援等の概要

代理申請協力店などによる申請サポートも行っています。

●補助金制度の概要

概要	中小企業・小規模事業者の方がレジや券売機を使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、複数税率に対応するレジや券売機の新規導入（入替）や複数税率対応のための既存レジや券売機の改修をする場合に、その経費の一部を補助する制度です。 (レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます)
補助率	導入・改修費用：原則3/4 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：4/5 タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジまたは券売機1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合等は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	●レジ本体 ●券売機 ●レジ付属機器（レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・クレジットカード決済端末・カスタマーディスプレイ等） ●機器設置に要する経費（運搬費を含む） ●商品マスタの設定費用（レジや券売機の設置後に複数税率に対応するために追加で商品マスタの設定を行う場合でも補助金の対象となります。） ※レジや券売機の具体的な対象機種等は、補助金事務局ホームページで公表しています。また、リースの場合も対象です。
申請手続き	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表されている一部のメーカー、販売店、ベンダーなど、代理申請協力店などによる申請（代理申請）が可能です。 (A-2型、A-5型は代理申請を原則。A-4型、A-6型は代理申請必須)
申請のタイミング	機器を導入または改修して全ての支払いが完了した後、速やかに申請(申請は随時受付を行っています)

●補助金申請の対象・受付期間

(A-1型、A-2型、A-3型、A-4型)

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(2016年3月29日)

この期間に導入・改修し、
支払いが完了したレジ等が対象です!

2019年9月30日

補助金の申請受付期限は2019年12月16日(消印有効)です。

(A-5型、A-6型)

2019年1月1日

この期間に導入・改修し、
支払いが完了したレジ等が対象です!

2019年9月30日

補助金の申請受付期限は2019年12月16日(消印有効)です。

参考③

タブレット・PC・スマートフォンを活用したレジシステム

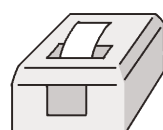
タブレット、PC、スマートフォンと付属機器を組み合わせ、複数税率対応のレジとして利用

●レジの種類と特徴



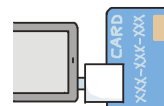
タブレット、PC、スマートフォン

補助率 1/2



レシート
プリンタ

※レシートプリンタの導入は必須です。



クレジットカード決済端末
電子マネーリーダー



キャッシュ
ドローア



バーコード
リーダー等

補助率 3/4

<軽減税率対策補助金事務局> TEL: 0120-398-111 URL: <http://kzt-hojo.jp>

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

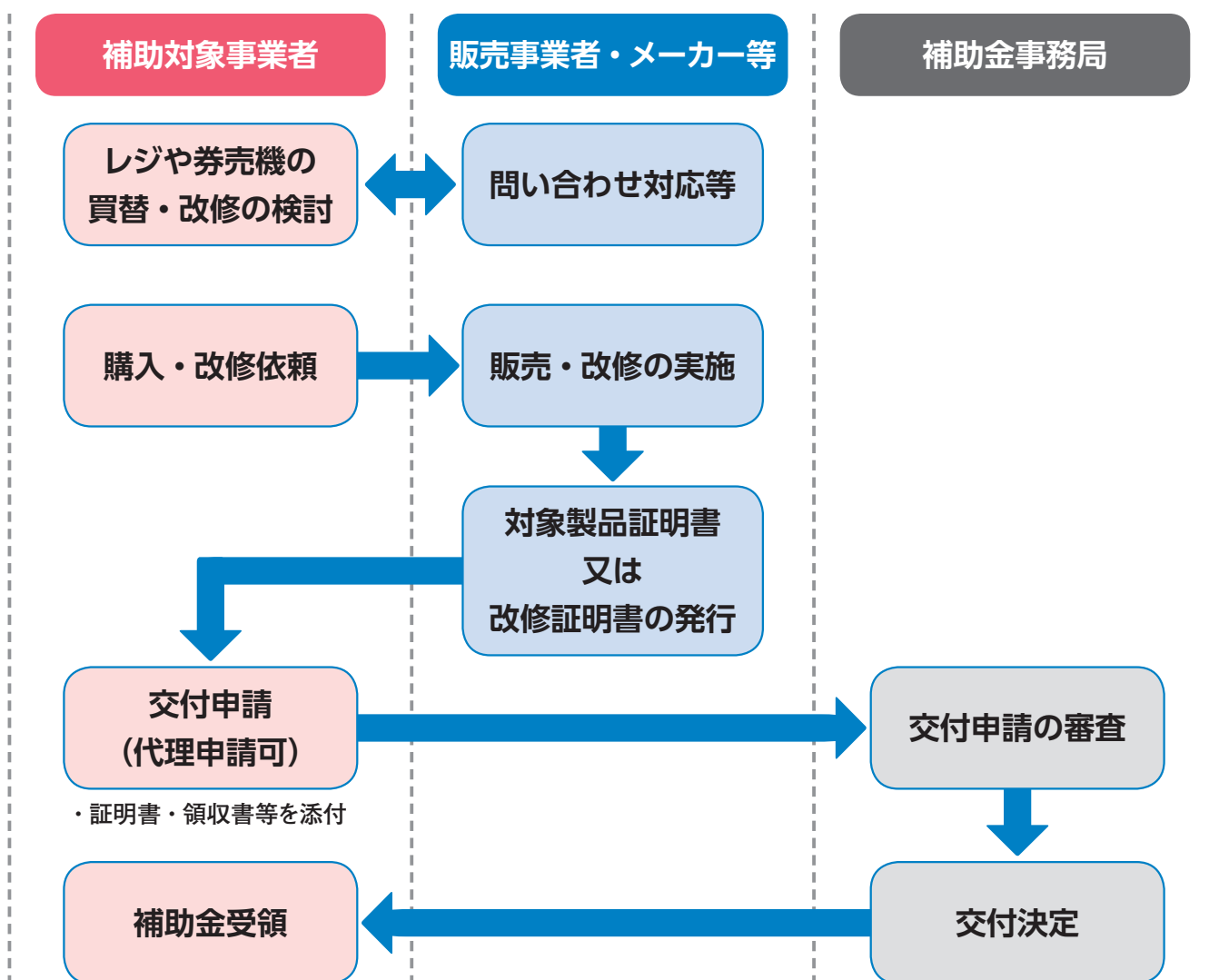
軽減税率対策補助金の

ポイント③ レジや券売機導入等に係る申請の流れ

レジ導入等に係る補助金申請は、レジの購入等の後に行います。メーカーや販売店、ベンダーなどの代理申請も可能です。

■補助金を活用したレジや券売機の導入・改修の流れ

補助金交付申請受付期間は、A-1型、A-2型、A-3型、A-4型は2016年4月1日～2019年12月16日（消印有効）、A-5型、A-6型は2019年1月1日～2019年12月16日です。ただし、2019年9月30日までにレジや券売機の導入・改修し支払いが完了する必要があります。レジの導入又は改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



軽減税率対策補助金のポイント④

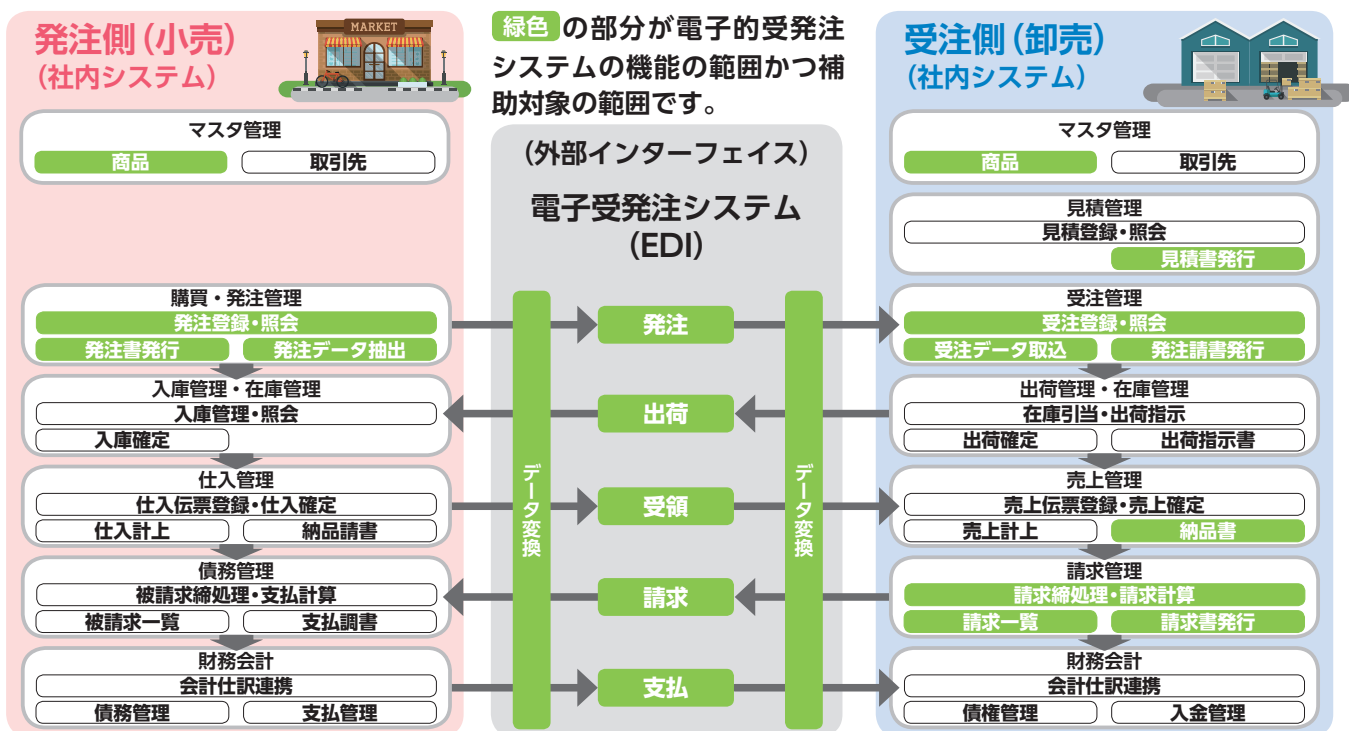
受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムの複数税率対応の改修等について補助が受けられます。

補助額上限は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

原則として既に電子的受発注システムを利用している事業者が対象です。

■ 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ



※メールを介してデータを送付するだけの方式やFAXやメール等でイメージ化されたファイルのみを送受信している場合は電子的受発注システムを利用していることにはなりません。

■ 申請区分

指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身でパッケージ製品・サービスを購入・導入するかで2種類の申請区分に分かれます。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型 システムベンダー等に発注して、受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型 中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入・導入して受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

※B-1型はリースによる導入も補助対象となります。

■ 電子的受発注システムの改修等支援の概要

補助率は、改修・入替に係る費用の3/4です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じることとなります。

● 補助金制度の概要

概要	電子的受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援します。
補助率	3/4
補助額上限	(小売事業者等の) 発注システムの場合：1000万円 (卸売事業者等の) 受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1000万円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ● 現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替 ● 電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理及び区分記載請求書等保存方式に対応するために行う請求管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 <p>※ 補助対象範囲外の機能を含むソフトウェア製品は1/2を補助対象経費とし、これに補助率（3/4）を乗じるものとする。</p> <p>※ ハードウェアは、補助率を1/2とする。</p>
申請支援等	専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、「代理申請」を行います。 ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合（B-2型）は申請者自身による申請
申請のタイミング	<u>交付申請は、システム改修・入替前（随時受付を行っています）</u> ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合（B-2型）は導入後に申請

ここに
注意！

交付決定前に、契約または作業着手をした場合は補助対象になりませんのでご注意ください！

補助金の申請は、

- ① システム改修等に着手する前の「交付申請」(2019.6.28まで)
 - ② 改修等が完了した後の「事業完了報告」(2019.12.16まで)
- の2段階に分かれています

受発注の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトやサービスを自ら導入される場合は自身で申請することになりますので、補助金事務局のホームページで手続きを確認の上申請してください。



● 補助金申請の対象・受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(2016年3月29日)

2019年6月28日

2019年9月30日

2019年6月28日までに交付申請を行い（自ら購入し導入する場合（B-2型）をのぞく）、
交付決定後この期間にシステム改修・入替を完了。
事業完了報告書は2019年12月16日（消印有効）までに提出。

<軽減税率対策補助金事務局> TEL：0120-398-111 URL：http://kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

軽減税率対策補助金の

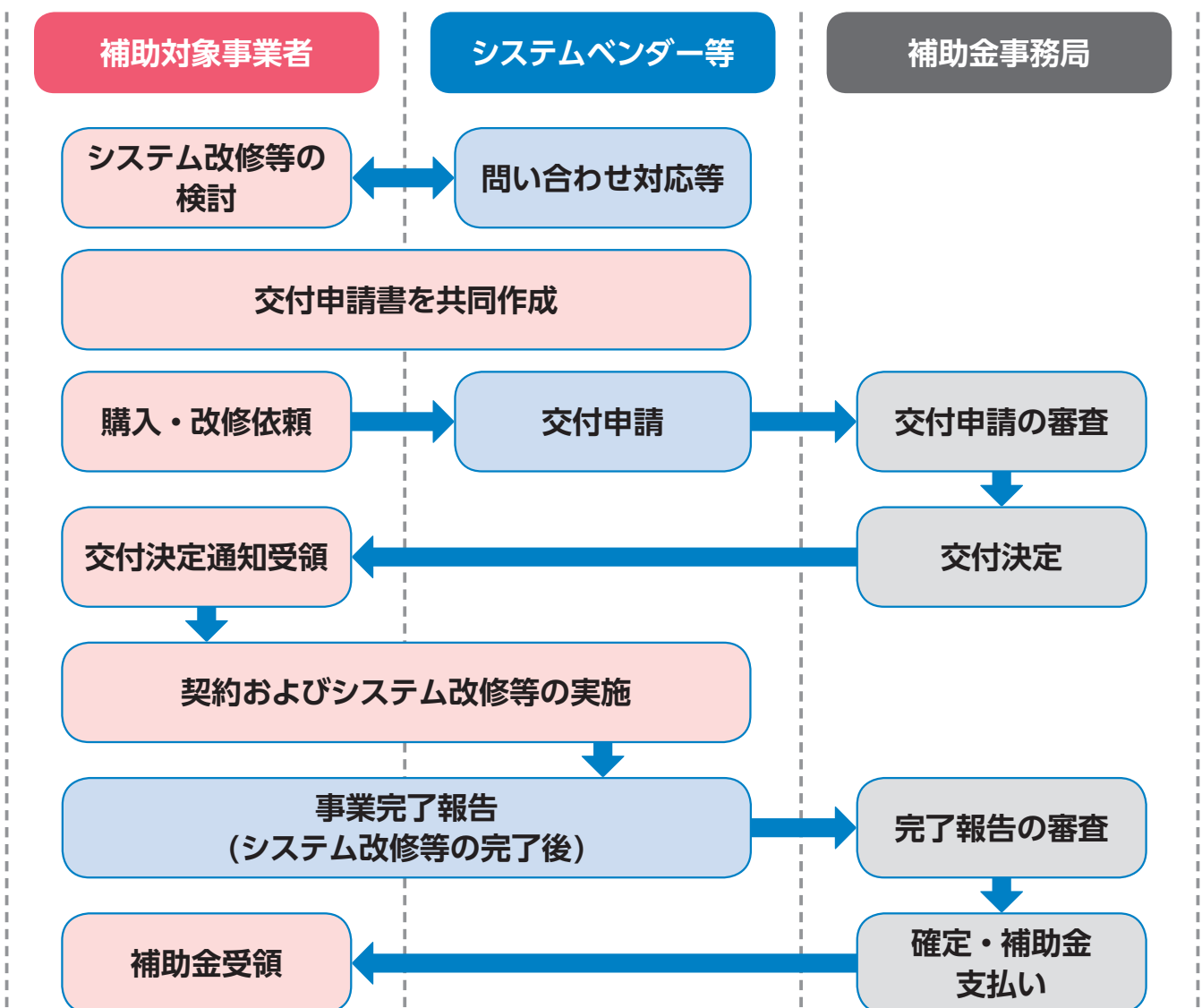
ポイント⑤ 受発注システム改修等申請の流れ

専門知識を必要とするため、指定事業者による代理申請制度を導入します。事業者に代わってシステムベンダー等が申請します。

■補助金を活用した受発注システム改修・入替の流れ

受発注システムの改修・入替にかかる補助金申請は、改修・入替に着手する前の「交付申請」、改修・入替が完了した後の「事業完了報告」が必要です。

ただし、パッケージ製品等を事業者自ら購入する場合は、導入後に事業者自身で申請します。



軽減税率対策補助金のポイント⑥

請求書管理システムの改修等支援

請求書管理システムの軽減税率対応の改修等について補助が受けられます。

事業者間取引における請求書等の作成に係る対応（「区分記載請求書等保存方式」への対応）のため、これに対応するシステム（請求書管理システム）の改修・導入、パッケージ製品等の導入、事務機器等の改修・導入に要する経費を補助します（C型）。

軽減税率に対応するため、請求書管理システムを改修・導入する事業者が対象です。

補助対象となる請求書管理システムのイメージ図

緑色の部分が請求書管理システムの機能の範囲かつ補助対象の範囲です。



申請区分

- C-1型** 請求書管理システム・システム改修・導入型 請求書管理システムについて、指定事業者が改修・導入を行う場合
- C-2型** 請求書管理システム・ソフトウェア自己導入型 請求書管理システムについて、中小企業・小規模事業者等が自ら購入し導入を行う場合
- C-3型** 請求書管理システム・事務機器改修・導入型 請求書管理システムについて、事務機器の改修・導入を行う場合

請求書管理システムの改修等支援の概要

補助率は、改修・導入にかかる費用の3/4です。補助対象範囲外の機能を含むソフトウェア（パッケージ製品・サービス）については、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じることになります。

●補助金制度の概要

概要	軽減税率に対応するために必要となる請求書管理システムについて、指定事業者が改修・導入を行う場合	軽減税率に対応するために必要となる請求書管理システムについて、中小企業・小規模事業者等が自ら購入し導入を行う場合	軽減税率に対応するために必要となる請求書管理システムについて、事務機器の改修・導入を行う場合
補助率	3/4 ※補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアは1/2を補助対象経費とし、これに補助率(3/4)を乗じるものとする。 ※ハードウェアは、補助率を1/2とする。	3/4 ※補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアは1/2を補助対象経費とし、これに補助率(3/4)を乗じるものとする。 ※ハードウェアは、補助率を1/2とする。	3/4
補助上限	1事業者あたり150万円		
	1事業者あたりのハードウェアの上限10万円とする。	1事業者あたりのハードウェアの上限10万円とする。	<改修の場合> ・改修1台あたりの上限 20万円 <導入の場合> ・事務機器1台あたりの上限 20万円 ・設置に要する経費1台あたりの上限 20万円
補助対象	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能の改修・導入にかかる費用 (事務局に登録された指定事業者が行うもの) ①改修・導入作業費、ソフトウェア、教育費用 ②ハードウェア等	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能のあるソフトウェアの購入費用 (事務局に登録されたパッケージ製品およびサービス等) ①パッケージ製品およびサービス費用 ②ハードウェア等	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能のある事務機器の改修・導入にかかる費用 (事務局に登録された事務機器) 改修の場合(改修する費用等) 導入の場合(事務機器本体・設置に要する経費等)
申請支援等	指定事業者による代理申請(必須) (指定リース事業者による共同申請も可能)	本人申請	代理申請協力店による代理申請又は指定リース事業者による共同申請(必須)
申請のタイミング	改修又は導入後	導入後	改修又は導入後

● 区分記載請求書等の記載例

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書
株式会社〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※軽減税率対象 **A** △△商事株式会社

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書
株式会社〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
XX年11月30日

軽減税率対象 A		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事株式会社

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書
株式会社〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
XX年11月30日

(軽減税率対象) A		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
合計		43,200円

△△商事株式会社

請求書
株式会社〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
XX年11月30日

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
合計		88,000円

△△商事株式会社



- ④ 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ⑤ 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。⇒ 現行の請求書と変わりありません。

● 補助金申請の対象・受付期間

この期間に改修・導入し、支払いが完了した請求書管理システムが対象です!

2019年1月1日

2019年9月30日

補助金の申請受付期限は2019年12月16日です。

リースを活用する場合は、リース事業者と共同申請してください。
 なお、リース事業者は、軽減税率対策補助金事務局に登録された指定リース事業者であることが要件となっています。(C-2型は、リースを活用した申請は出来ません。)

<軽減税率対策補助金事務局> TEL: 0120-398-111 URL: <http://kzt-hojo.jp>
 お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

軽減税率対策補助金事務局 ／その他の支援策

■軽減税率対策補助金事務局ホームページのご案内

補助金申請に係る手続き等については、必ず「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご確認ください。



- 補助金の申請に必要な公募要領や交付申請書がダウンロードできます。
- 申請に必要な書類をわかりやすく説明している申請書ダウンロード早わかりコンテンツ
- 申請タイプごとに以下のリストを公表しています。
 - ・A-1、A-3、A-4、A-5型の型番リスト
 - ・B-1型の指定事業者登録リスト
 - ・B-2型のパッケージ製品・サービスリスト
 - ・C-1型の指定事業者登録リスト
 - ・C-2型のパッケージ製品・サービスリスト
 - ・C-3型の事務機器リスト
- 代理申請協力店リスト
- 指定リース事業者リスト
- 補助金申請に係るよくあるご質問を掲載しています。

軽減税率対策補助金事務局
ホームページアドレス

<http://kzt-hojo.jp/>

※内容は随時更新されます。

軽減税率対策補助金事務局
コールセンター

お問い合わせ **申請者専用回線**

0120-398-111

(通話料がかかりません)

IP電話等からのお問い合わせ先

03-6627-1317

(通話料がかかります)

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝日除く)

■軽減税率制度の実施で活用したい主な制度

中小事業者が知っておきたい様々な税制措置や融資制度があります。軽減税率制度の実施に合わせて活用を検討しましょう。

制度の名称	対象者	制度の内容
少額減価償却資産の損金算入の特例	青色申告書を提出する 中小企業者等 (従業員1,000人超を除く)	30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を経費として算入することができます。(合計300万円まで)
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	アドバイス機関から指導・助言等を受けた、青色申告書を提出する 中小企業者等	経営改善設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。 ※経営改善設備とは、商工会議所等からの経営改善に関する指導及び助言に基づき取得する、一定の器具備品(パソコン、レジ等)・建物附属設備を指します。
中小企業投資促進税制	青色申告書を提出する 中小企業者等	一定のソフトウェア等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。
中小企業経営強化税制	中小企業等経営強化法の認定を受けた、青色申告書を提出する 中小企業者等	経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は10%の税額控除が適用できます。 ※本税制の対象となる経営力向上設備とは、中小企業等経営強化法により認定を受けた経営力向上計画に記載された、一定の器具備品(パソコン、レジ等)・ソフトウェア等を指します。
固定資産税の特例	中小企業等経営強化法の認定を受けた、 中小企業者等	経営力向上設備を取得した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、2分の1に軽減します。 ※本税制の対象となる経営力向上設備とは、中小企業等経営強化法により認定を受けた経営力向上計画に記載された、一定の器具備品(パソコン、レジ等)等を指します。

※税制措置の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>



軽減税率対策補助金 ワンポイントレッスン

軽減税率対策補助金事務局ホームページより
抜粋しています。

みなさんの疑問に
お答えします!



よくあるご質問

Q 購入ではなくリースの場合は、補助対象となりますか。



リース（ファイナンスリースに限る）によるレジの導入や受発注システムの改修・入替も補助対象となります。

リースの場合は、「指定リース事業者」として指定されているリース事業者との共同申請が必須となります。

指定リース事業者一覧は、本制度の事務局

ホームページでご確認ください。

また、リース契約日及びリース開始日が補助対象期間内（2016年3月29日から2019年9月30日まで）であることが必要です。

なお、リースの場合、補助金は指定リース事業者に振り込まれます。

Q 指定リース事業者を紹介していただくことはできますか。



本制度では、リース事業者を指定登録していますが、指定リース事業者の紹介や斡旋は行っておりません。

本制度の事務局ホームページに掲載している指定リース事業者一覧をご覧いただき、お近くのリース事業者にご相談いただくか、お取引先からリース事業者へご相談ください。

また、リース契約の内容や補助金を事業者の

方へ還元する方法はリース事業者毎に異なり、リース契約締結の判断についても各社の基準等にゆだねられております。

このため、指定リース事業者であっても、必ずしもリース契約が利用できるわけではありませんのでご注意ください。

なお、指定リース事業者一覧は随時登録、更新されています。

Q 農家を営んでいますが、申請できますか。



軽減税率対象商品を継続的に販売している個人事業主や農業法人、農事組合法人は、補助の対象となります。

Q 法人ではなく、個人事業主ですが、補助の対象になりますか。



A



個人事業主は、補助の対象になります。

Q 新規開業によるレジの導入は対象となりますか。



A



開業後、レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入または改修する必要のある事業者であれば、補助対象となります。申請の際、軽減税率対象商品(飲食料品等)が記

載された仕入納品書、又は仕入請求書を添付いただくこととなりますが複数税率対応レジ導入・改修後に継続的に軽減税率対象商品(飲食料品等)を継続的に販売していることわかる売上実績等の事実確認をさせていただく場合がございます。

Q 本事業における申請者の要件である「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために、複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であること。」について、具体的に教えてください。



A



「軽減税率対象商品①」を将来にわたり「継続的に販売する②」ために「複数税率対応レジを導入または改修する必要のある③」「事業者④」が対象です。
上記①～④の用語については次のとおりです。
① 飲食料品(酒類・外食サービスを除く)及び週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)

② 日頃からレジを使用していること(一時的な販売や短期間の販売のレジの使用は該当しません)
③ 消費税軽減税率制度の実施に伴い、商品の販売時に複数の消費税率(標準税率10%と軽減税率8%)を区分して記載された請求書・領収書(レシート)を発行する必要のある方
④ 中小企業者(小売業の場合:資本金5千万円以下または従業員数50人以下の事業者)

Q 中古品のレジ・券売機の購入は補助対象となりますか。



A



中古(*1)の機器等を導入する場合は、改修要として事務局に登録済みの機器を、改修完了後に、事務局に登録された中古販売事業者から導入した場合に限ります。
なお、本体機器と一体で購入した中古の付属機器も対象となります。

また、中古の機器については、「A-1 レジ・導入型」または「A-4 POSレジシステム(導入型)」のいずれかで補助金申請することになります。
*1 一度使用された物品、若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたもの

A-1型、A-2型、A-3型、A-4型及びB-2型における申請のポイント

補助対象期間及び補助金交付申請受付期間について (A-1型、A-2型、A-3型、A-4型及びB-2型)

補助対象期間

2016年3月29日～2019年9月30日

※導入完了日(設置日)が対象期間内であっても、レジの購入日が2016年3月28日以前である場合は補助対象外となります。

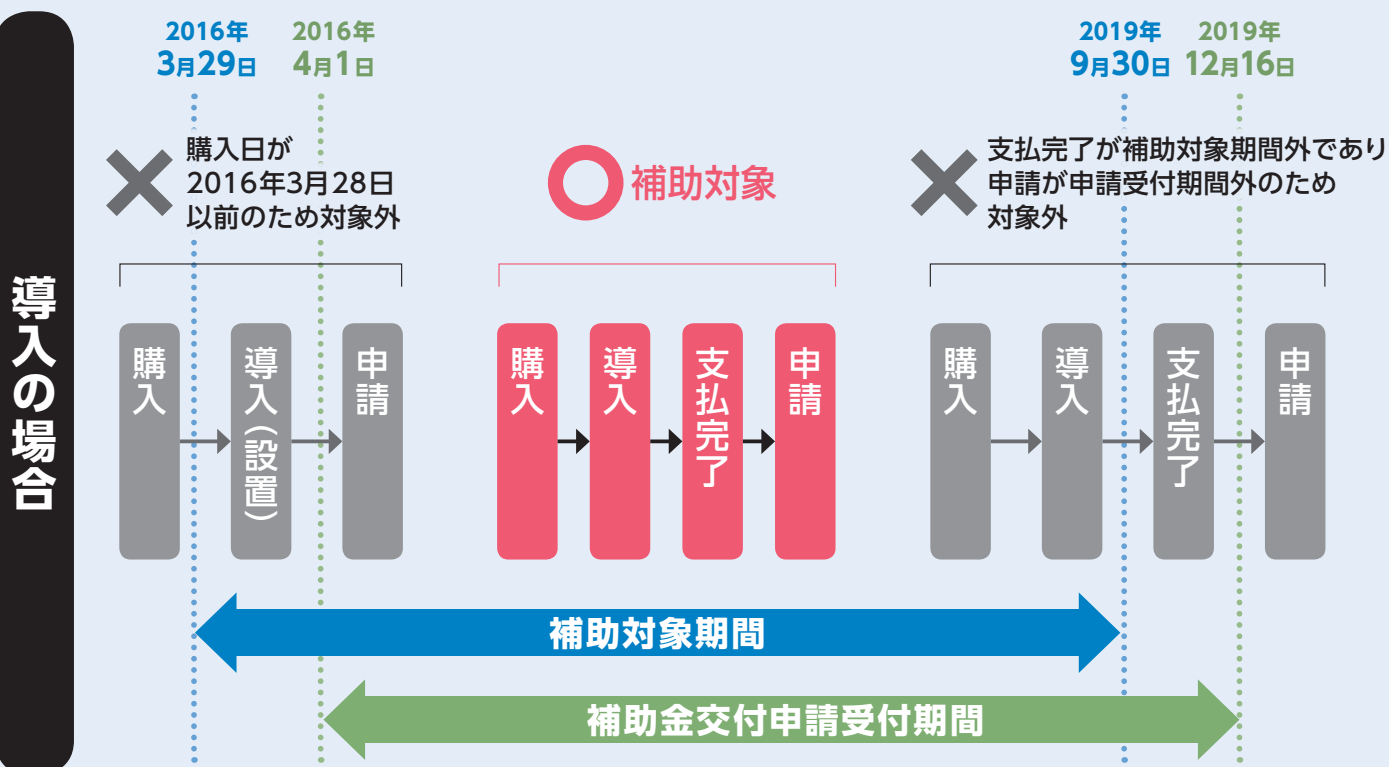
※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が対象期間内であることが必要です。

補助金交付申請受付期間

2016年4月1日～2019年12月16日(消印有効)

※導入及び改修完了後、これに係る代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。

※リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



導入の場合

A-5型、A-6型における申請のポイント

補助対象期間及び補助金交付申請受付期間について (A-5型、A-6型)

補助対象期間

2019年1月1日～2019年9月30日

※券売機の購入及び商品マスタの設定日が2018年12月31日以前である場合は補助対象外となります。

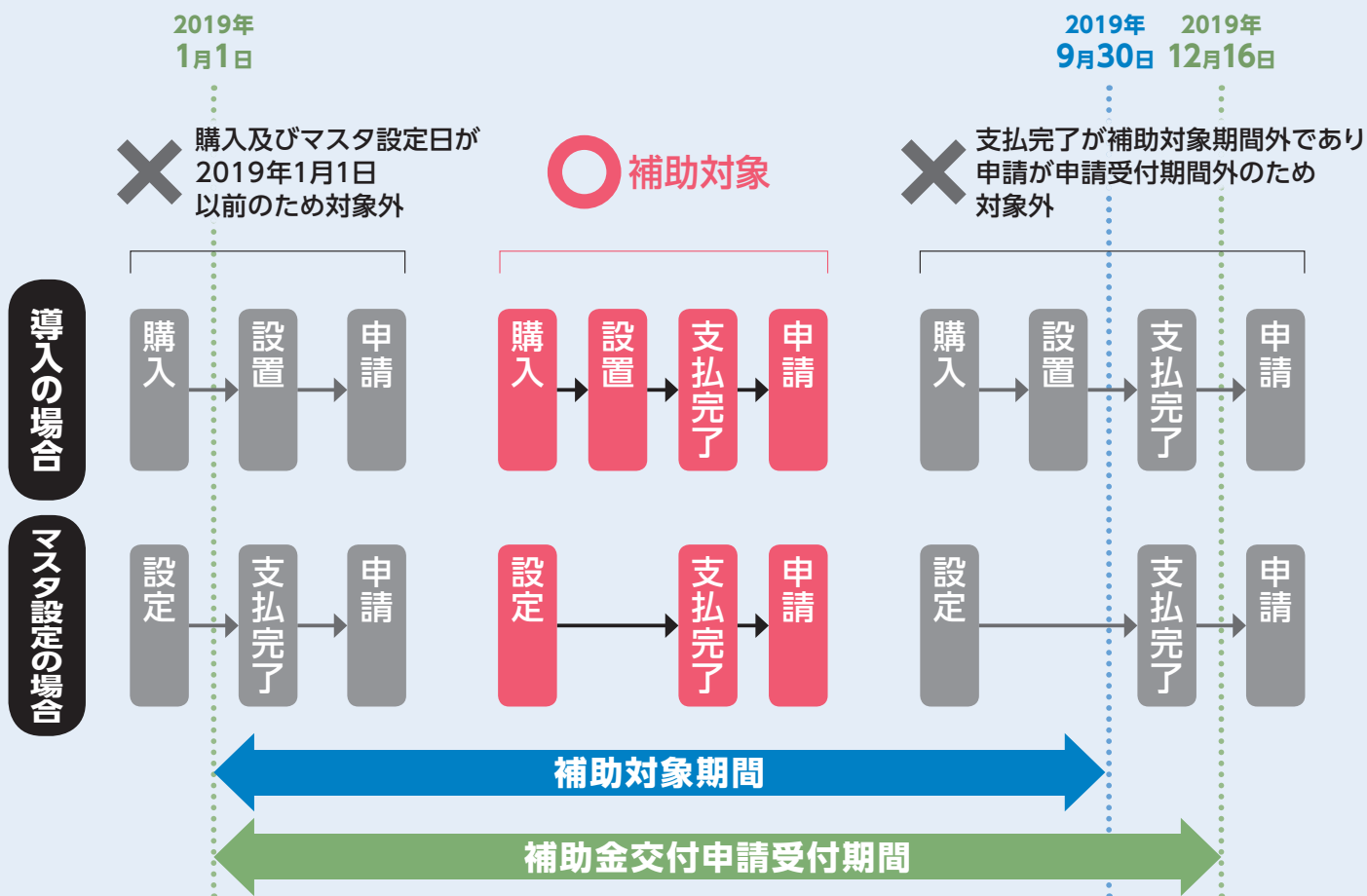
※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が対象期間内である必要があります。

補助金交付申請受付期間

2019年1月1日～2019年12月16日(消印有効)

※導入及び改修完了後、これに係る代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。

※リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



B-1型における申請のポイント

補助対象期間及び補助金交付申請受付期間について (B-1型)

補助対象期間

2016年3月29日～2019年9月30日

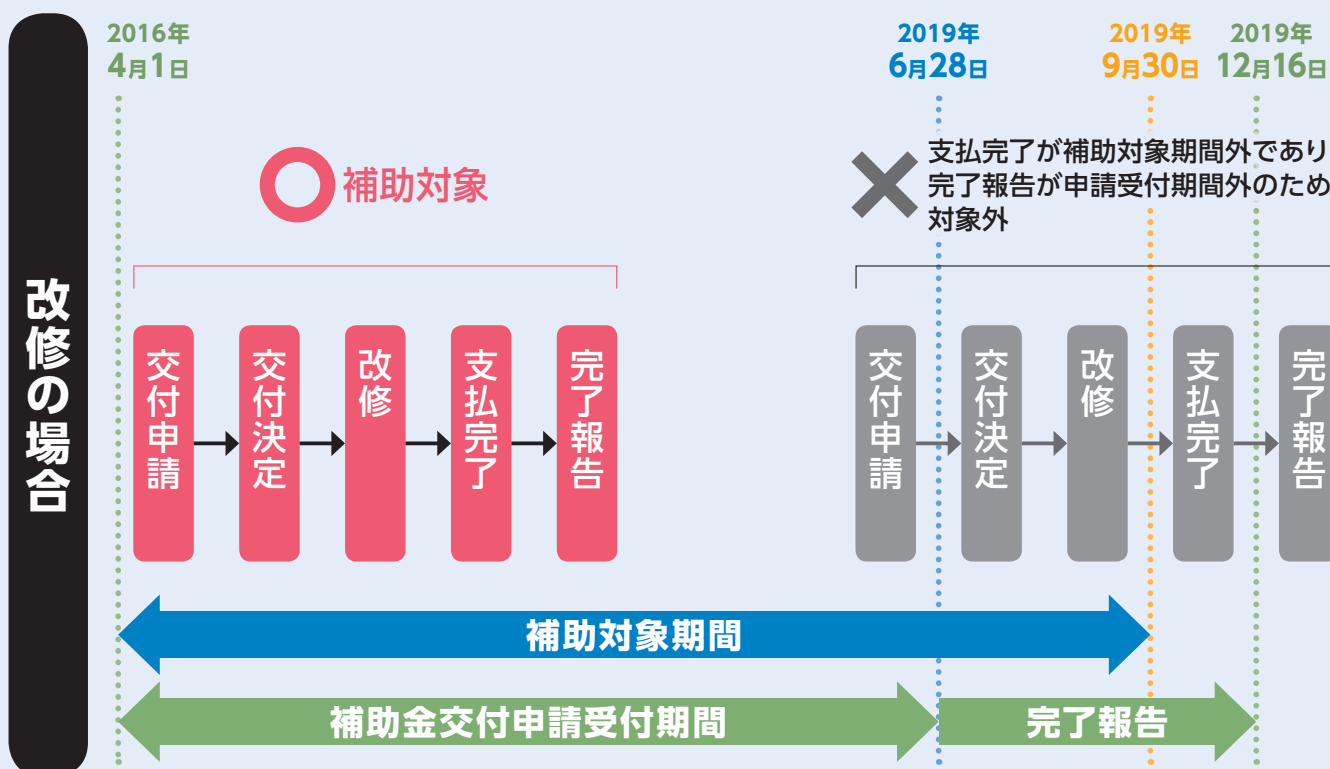
※ 交付決定前に契約または作業の着手をした場合は補助対象外となります。

補助金交付申請受付期間

2016年4月1日～2019年6月28日(消印有効)

※ 改修完了後、これに係る代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。

※ 完了報告の受付期限は2019年12月16日(消印有効)



C型における申請のポイント

補助対象期間及び補助金交付申請受付期間について (C型)

補助対象期間

2019年1月1日～2019年9月30日

※導入完了日（設置日）が対象期間内であっても、ソフトウェア（パッケージ製品およびサービス）やハードウェアの購入日が2018年12月31日以前である場合は補助対象外となります。

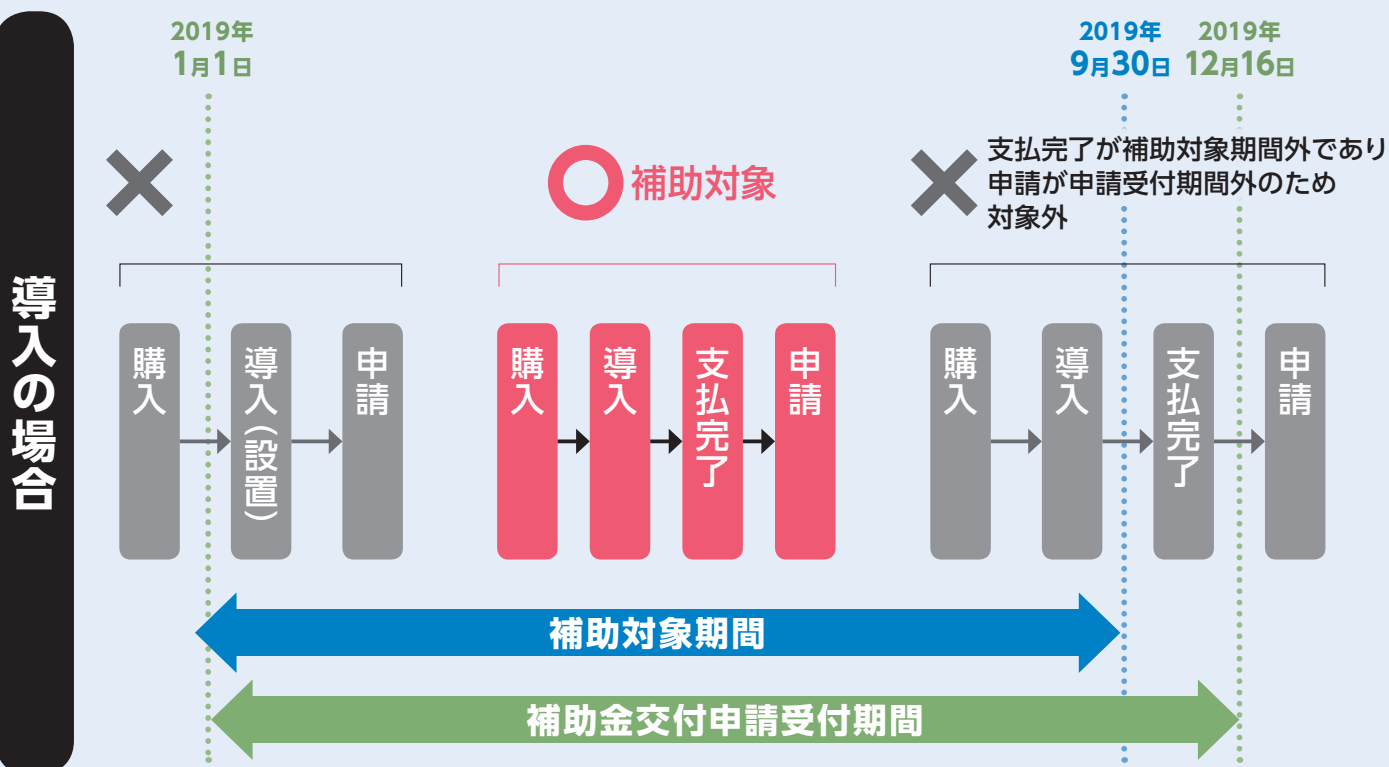
※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が対象期間内である必要があります。

補助金交付申請受付期間

2019年1月1日～2019年12月16日（消印有効）

※導入及び改修完了後、これに係る代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。

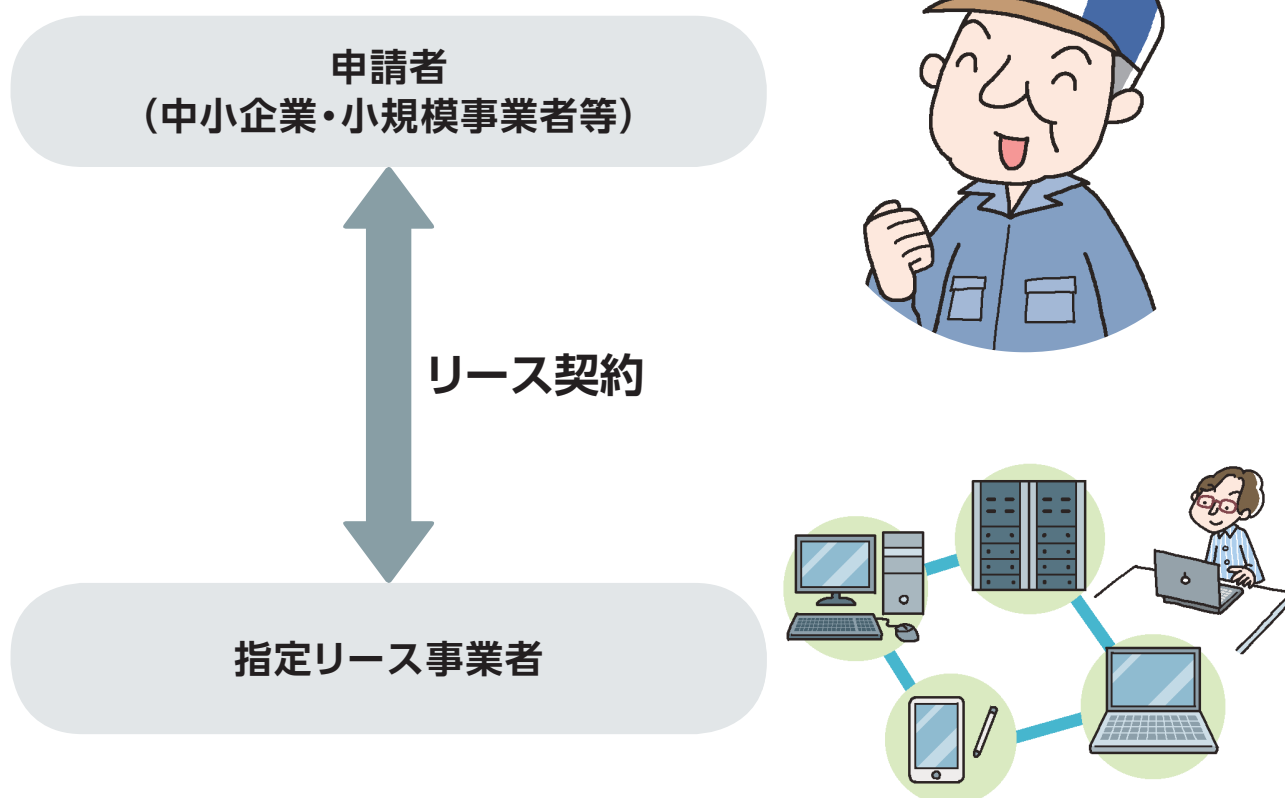
※リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



リース申請について

ファイナンスリースを利用して、複数税率対応レジや券売機受発注システム、請求書管理システム等を導入・改修・入替する事業者も補助対象となります。

■指定リース事業者との契約

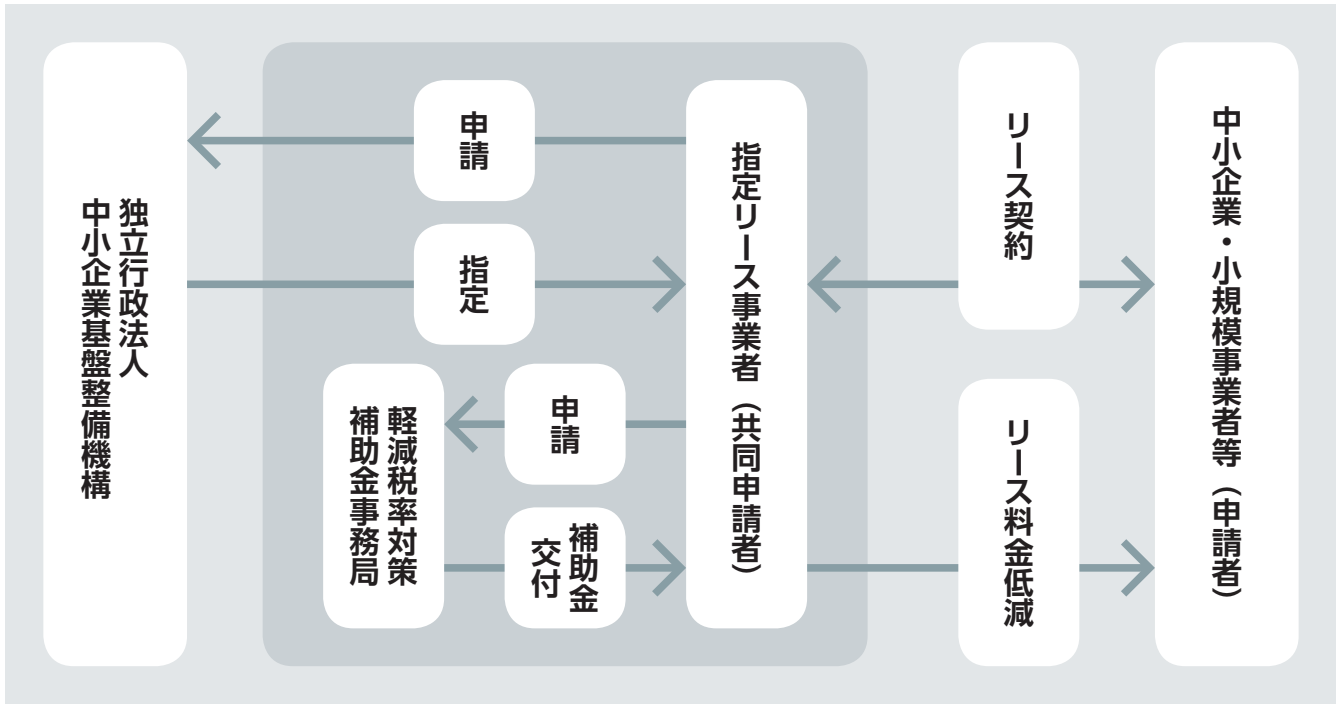


■リース申請のポイント

- ① 機器等の導入・改修、電子的受発注システムや請求書管理システムの導入・改修・入替にあたり、リースを利用する場合、リース事業者は独立行政法人中小企業基盤整備機構が指定したリース事業者でなければなりません。その場合、使用者を申請者(中小企業・小規模事業者等)、所有者を共同申請者(指定リース事業者)として共同で補助金申請を行うことになります。
- ② リース期間中の中途解約または解除が原則できない契約であることが必要です。
- ③ 物件価額と付随費用がリース料で概ね(90%以上)回収される契約であることが必要です。
- ④ 中小企業・小規模事業者に対して補助金交付相当額についてリース料金が低減されることが必要です。
- ⑤ 原則として財産処分制限期間の間使用することを前提とした契約としてください。

(注) B-2型及びC-2型はリースを活用した申請は出来ません。

■指定から補助金交付までの流れ



※リース契約の場合は申請者(中小企業・小規模事業者等)と指定リース事業者との共同申請となります。

※補助金の受取りは、共同申請者となる指定リース事業者となります。

相談窓口一覧

ご相談内容	窓口	連絡先
軽減税率制度（対象品目・税額の計算方法など）	国税庁 電話相談窓口	消費税軽減税率電話相談センター （軽減コールセンター） 専用ダイヤル：0570-030-456 お近くの税務署にもお問い合わせいただけます。 税務署の電話番号等につきましては、国税庁 ホームページから確認頂くことができます。 http://www.nta.go.jp
中小・小規模の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等に係る補助金	軽減税率対策補助金事務局	専用ダイヤル：0120-398-111 ホームページ： kzt-hojo.jp
軽減税率実施に伴う中小・小規模事業者の支援（個別相談、講習会の開催、専門家派遣等）	中小団体相談窓口	お近くの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会へお問い合わせください。連絡先は中小企業庁ホームページから確認頂くことができます。 http://www.chusho.meti.go.jp/link/jisshi_kikan.html
軽減税率対策に係る設備投資へのご融資	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）： 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795
消費税転嫁対策等に関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等総合相談センター	専用ダイヤル：0570-200-123
軽減税率実施に伴う税に関する相談	日本税理士会連合会	お近くの税理士会へお問い合わせください。
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	電話番号：03-3501-4667

ご相談内容に応じて、
上記の相談窓口
お問い合わせください。



中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

2019年2月